

## 「第3回大船渡市災害復興計画策定委員会」を開催



### 「大船渡市復興計画骨子」などについて協議

7月7日、第3回となる大船渡市災害復興計画策定委員会を市内で開催しました。

委員会では、復興に向けた地区懇談会の開催結果などの報告に続き、大船渡市復興計画骨子、土地利用計画(案)について協議が行われ、委員から多くの発言をいただきました。

大船渡市復興計画骨子については、次ページ以降をご覧ください。

## 土地利用計画(案)を作成しました

市では、復興を進める上での土地利用計画について、市民の皆さんとともに考えていくための計画図面(案)を作成しました。今後は、さまざまな意見を伺いながら、詳細について検討することとしています。

### ■復興計画策定に向けた会議資料などを閲覧できます

土地利用計画(案)をはじめ、復興計画の策定に向けてこれまで開催した会議の資料などは、次の場所で閲覧できるほか、市のホームページ(<http://www.city.ofunato.iwate.jp/www/contents/1305074403730/index.html>)から閲覧することもできます。

#### ▷会議資料などの設置場所

市役所本庁、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所、総合福祉センター、リアスホール、カメラアホール、市立博物館



市役所本庁は、市民ホールに備え付けてありますので、ご覧ください

▷問い合わせ先＝災害復興局(☎内線364・365)

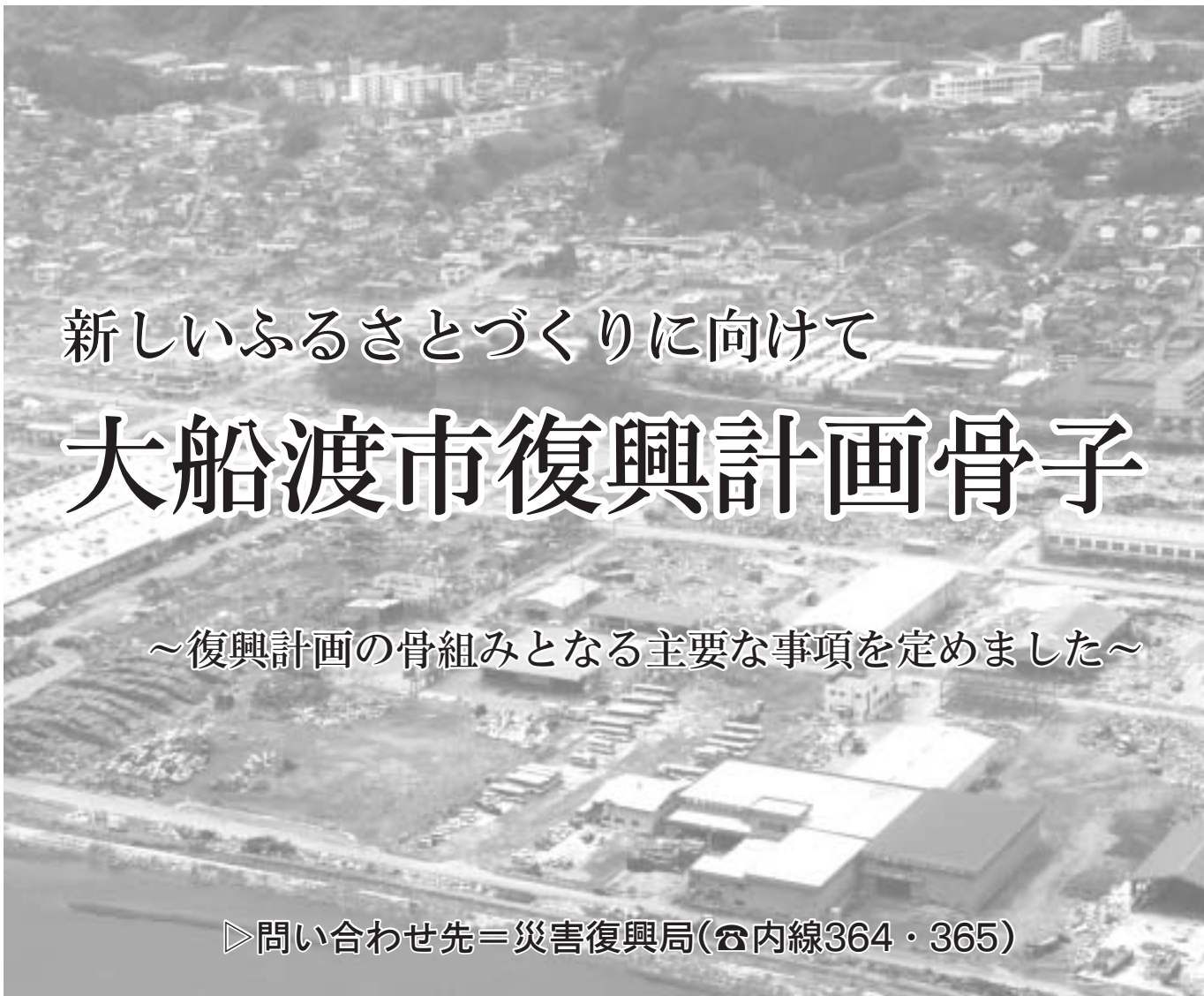


このような経緯から、災害などには行政のみの力では到底太刀打ちできず、市民が丸となって取り組むことが重要であることをあらためて認識するとともに、市域を越えたさまざまな支援と交流が、

エネルギーを生み出す「復興」の取り組みを、積極的に推進する必要があります。

### 市民参加による復興

私たち大船渡市民は、今回の大災害が発生してから、ともに手をたずさえ、助け合いながら生活してきました。この間、全国、そして世界の多くの皆様から、物心両面にわたる温かい励ましと心強いご支援をいただいていたところ



# 新しいふるさとづくりに向けて 大船渡市復興計画骨子

～復興計画の骨組みとなる主要な事項を定めました～

▶ 問い合わせ先＝災害復興局(☎内線364・365)

大きな支えになることを深く感じました。復興においては、行政の率先した取り組みはもとより、市民の英知と行動力が、非常に大きなエネルギーになります。今回の災害による経験と教訓を生かして、全国の皆様からのご支援とより一層深まる交流を糧としながら、被災者主体・市民主体による市民参加の復興を積極的に推進します。

### 復興計画と

#### 総合計画の関係

大船渡市政の最上位計画は、大船渡市総合計画です。災害からの復興は、緊急かつ最大の課題であり、最優先に取り組まなければなりませんので、できるだけ早期に復興に向けた取り組みを示すよう、大船渡市総合計画の基本構想や理念を踏まえて復興計画を策定します。

なお、総合計画実施計画や他の分野別に策定された個別計画などには、災害の影響や復興計画との関連で、事業の実施に影響が生じる場合があります。

### 復興計画の計画期間

市内沿岸部を中心に甚大な被害が発生したことから、復興に向けての課題は、日常生活に関する短期的なものから新しいまちづくりに関する長期的なものまで多岐にわたります。

したがって、復興計画の計画期間は、総合計画と同じく平成23年度から平成32年度までの10年間とし、平成25年度までの3年間を前期、その後の3年間(平成26年度～平成28年度)を中期、計画期間の締めくくりとなる4年間(平成29年度～平成32年度)を後期として設定します。前期、中期及び後期のそれぞれの期間においては、おおむね次のような取り組みを進めます(下表のとおり)。

### 復興後の

#### 大船渡市の姿

(多くの皆さんが参加するワークショップなどを経て、復興によって目指すべき大船渡市の姿を市民の皆さんとともに導き出します。)

市では、災害復興計画策定委員会やその専門部会、市内11地区で開催した地区懇談会などで寄せられた意見を踏まえ、次のとおり「復興計画骨子」を定めました。今後も目指すべき復興に向けて、引き続き市民の皆さんの意見を伺いながら、「復興計画」の策定を進めていきます。

## 1 復興の基本的な考え方

### 目指すべき復興 (復興計画とは)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、大船渡市は沿岸部を中心に大きな被害を受けました。

この類を見ない災害を乗り越え、被災者が生活を再建するとともに、市民が幸せを感じ、誇りをもてるまちとして大船渡市が再生するためには、市民や企業、行政などの協働による取り組みを原動力にして、災害の経験と教訓を生かしながら、単なる復旧に止まらない、再び今回のような災害にあわないうようなまちづくりを推進しなければなりません。

そのための総合的な計画として、「復興計画」を策定します。

### 復旧と復興

当面は、被災者の生活再建のため、住宅の再建やライフライン(電気、水道、通信など)の復旧などに早急に対応しなければなりません。しかしながら、大船渡市をよりよいまちにするためには、単に災害前の状態を回復する「復旧」だけではなく、災害を契機として生活基盤や産業・経済、都市基盤などのあり方を創造的に見直しながら、すべての市民による大船渡市の未来を切り開くような新たな

### 復興計画の計画期間

区分	期間	内容
前期	平成23年度 ～ 平成25年度	防災上の応急的な安全対策に十分留意しながら、主に生活の再建や産業の再開に不可欠な住宅や都市基盤、生産基盤などの復旧を進める期間とします。特に平成23年度については、被災された方々の当面の生活に対する不安を解消するとともに、市民が復旧・復興に向けた想いを共有できるよう、各種復旧事業を精力的に推進します。
中期	平成26年度 ～ 平成28年度	復旧された各種の基盤などを基に、市民と行政の協働により、復興の動きを本格化する期間とします。
後期	平成29年度 ～ 平成32年度	さらなる発展を目指し、災害に強い、魅力あふれる新しい大船渡市を創る期間とします。

## 2

### 復興における課題、

#### 目標及び方針・施策

復興の全体目標は、「大船渡市が、大災害を乗り越え、よりよいまちとして再生することです。災害前の生活を回復し、より前進した新しい姿を創り出せるよう、市民がともに知恵を出し合い、協力し

合いながら復興に取り組まします。 ※復興計画の柱となる「市民生活」「産業・経済」「都市基盤」「防災まちづくり」ごとの詳細は、次ページ以降に掲載しています。



# ■市民生活の復興

## 課題

■ 今回の災害により、非常に多くの住宅が被害を受け、特に津波浸水地域においては、ほとんど住宅が流失してしまいました。住宅は、生活するうえで欠かすことのできない大切な基盤であり、住宅の再建だけでなく、再び今回のような災害に合わない安全な居住環境づくりが重要です。

■ 被災した方々は、心身に疲労やストレスを抱えていることから、健康の回復を最優先としなければなりません。

■ 災害を契機として、高齢化や少子化などにより変化する地域社会の姿を見据えながら、よりよい保健、医療及び福祉サービスのあり方を見出す必要があります。大量に発生したガレキなどの災害廃棄物は、迅速に処理しなければなりません。処理にあたっては、循環型社会の形成にかなう対応が

大切です。

■ 教育施設については、一部の学校や体育館などが被災したほか、他の施設も含む多くの施設が、避難場所や救済物資の保管場所、仮設住宅建設地などとして使用されました。適正な教育機会を確保するため、被災した教育施設の再建を急ぐとともに、防災機能の向上を十分に考慮することが重要です。

■ 古くから伝わる有形無形の歴史・文化資源は、大船渡らしさをあらわす地域の誇りであり、多くの人々の心のよりどころであるとともに、地域コミュニティを支える重要な要素でもあることから、将来にわたって継承・普及することが大切です。

## 目標

■ 市民生活を再建し、「人のつながり・地域の結びつき」を大切にしながら、安心・安全なまちをつくりまします。

## 方針・施策

①被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。

▽被災者の事情に十分配慮しながら、個人住宅再建のための支援を行います。  
▽住宅の自主再建が困難な方のために、公営住宅を整備します。

▽住宅の高台移転や宅地のかさ上げなどにより、津波などの災害にあわない安全な居住環境を整えます。  
▽住宅移転(市内)希望者への支援を行います。  
▽新たな居住環境において、人と地域のつながりが保てるよう配慮します。

②市民が安心して暮らせるよう保健、医療、介護、福祉など生活に密接に関係する各種サービスの充実を図ります。

▽被災者の心と体のケア対策を実施します。  
▽被災した保健・医療・介護・



④被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

▽被災した児童生徒などが、安心して就学できる環境を整えます。  
▽生涯学習環境を充実します。  
▽各種スポーツを推進します。

③災害廃棄物を適正に処理します。

▽大規模災害時に大量発生した各種の廃棄物を迅速に処理します。  
▽ガレキについては、市内企業などにおいて処理し、処理後に発生する灰などもできるかぎり有効活用します。

⑤市民共有の財産である歴史・文化資源を活用して、うるおいと安らぎをつくりだします。

▽歴史・文化資源の継承・普及活動に取り組みまします。

## 目標

「地域の資源」「産業・経済」「雇用」の連動により、活気あふれるまちをつくりまします。

## 方針・施策

①経済活動の早期再建を支援し、雇用の確保を図ります。

▽仮設の工場や事務所の整備などにより、被災企業などの早期の事業再開を支援します。  
▽雇用環境を改善し、雇用の維持と創出を図ります。  
▽被災者の復興関連事業への雇用を促します。

②産業基盤を再建します。

▽被災した各種産業の生産基盤などを早期に復旧します。  
▽基盤整備にあたっては、建築物の構造強化や電源対策の推進など、防災機能の向上に配慮するほか、重要施設などへの重点・優先投資

③水産業の早期再建を図ります。

▽漁船や養殖施設の共有・共用化、漁業の共同経営化などに對する支援を行います。  
▽新しい大船渡魚市場を早期に整備します。

④農林業のあり方を検討し、振興策を見出します。

▽遊休農地の有効利用を踏まえながら、被災した農地などを早期に復旧します。  
▽地産地消の取り組みを進めるなど、農林業振興を図ります。

⑤商業の早期再建を図ります。

▽仮店舗や共同店舗の整備などにより、早期の事業再開

を支援します。

▽被災した商店街については、防災機能や利便性の向上などを考慮して再整備されるよう支援します。

⑥観光産業の早期再建を図ります。

▽被災した観光資源・施設を復旧します。  
▽観光関連イベントを復活するほか、復興に係るキャンペーンを実施します。

⑦地場産業の活力により、産業・経済を活性化します。

▽既存企業の再生を支援します。  
▽地場産業の連携・高度化や新たな分野での起業などを支援します。  
▽北里大学など関係機関との産学官連携の取り組みを推進します。

# ■産業・経済の復興

## 課題

■ 当市は、豊かな地域資源を生かした農林水産業や鉱工業、観光産業などを中心に発展してきましたが、今回の災害により、漁業や水産加工業をはじめ、沿岸部に展開する産業や企業が甚大な被害を受けました。経済活動と雇用環境に大きく影響を与えるこれらの早期再建が、市の復興にとって重要です。

■ 災害によって失われた産業基盤を早期に、かつ、すべてを以前のように整備することは困難なので、投資施設や整備時期を十分検討する必要があります。

■ 当市の復興は、基幹産業である水産業の再建なくしてなし得ません。関係者一丸となって早期の事業再開を図るほか、後継者問題などを踏まえ、将来を見据えた経営体制を模索する必要があります。

■ 災害を契機として、市の各

種産業のあり方や土地の利用方法が変化する中で、農林業が置かれる状況も変わります。遊休農地の有効活用や規制緩和の問題などを検討する必要があります。

■ 商店や商業施設が大きな被害を受けたことにより、商業機能が縮小しました。特に大船渡町の商店街は、居住環境との分離も含め、まちづくりと連動した形態や機能の再編成を検討する必要があります。

■ 災害による観光客や宿泊客の減少など、観光産業も大きな影響を受けました。観光産業の早期再建により、復興に向けて歩む市の姿を積極的に発信しながら、さまざまな交流の活性化を図ることが重要です。

■ 地域資源や地場産業の力を生かしながら、産業・経済をより活性化することが重要です。この場合、各産業間の連携を図りながら、地域振興と雇用の確保につながる新たな動きを生み出すような取り組みが大切です。



## ■都市基盤の復興

### 課題

■今回の災害により、道路や河川、港湾、上水道、下水道などの都市基盤施設が大きな被害を受けました。これらは、復興と災害に強いまちづくりを支える重要な施設であり、早期の復旧が急務です。

■沿岸部の低地地域が、津波により甚大な被害を受けた状況にあり、安心・安全な生活を確保するうえで、土地利用の見直しは避けられません。住まいと働く場所の関係のほか、市街地や農業地域といった地域ごとの特性なども踏まえながら、適切な利用を図ることが重要です。

### 目標

将来にわたって「災害に強いまち」を支える都市基盤をつくりまします。

### 方針・施策

①被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。

- ▽道路・河川、港湾施設などを復旧します。
- ▽湾口防波堤については、湾内の水質環境に十分配慮のうえ復旧します。
- ▽地盤沈下状況などを十分考慮しながら、海岸保全施設を早期に復旧します。
- ▽上水道・下水道を早期に復旧します。
- ▽都市基盤施設の復旧・整備にあたっては、防災機能の向上に配慮するほか、広域幹線交通網の強化や防災拠点として有用な「道の駅」の



適正配置など、重要施設などへの重点・優先投資を行います。

- ▽道路を盛土構造とすることなどについて、防災上の効果を十分検討したうえで整備を図るほか、災害時に集落が孤立しないよう代替路線を整備・確保します。
- ▽災害に強い、あるいは災害を受けにくい鉄道施設の復旧・整備について、広域的な観点に基づく公共交通システムの構築と併せて検討します。
- ②土地利用のあり方を検討のうえ見直します。
- ▽それぞれの被災地域の特性

### 課題

を考慮した土地利用計画を定めます。

▽沿岸地域を中心とした住宅の高台移転や宅地のかさ上げなどに伴い、移転先地域なども含めた複数のエリアで土地利用のあり方を検討し、用途を定めます。

▽災害危険地域などについては、住民との合意形成の

## ■防災まちづくり

と、住宅などの建築を制限します。

③情報通信基盤の整備を進めます。

▽災害時において、確実に情報収集・発信ができる環境を整備します。

■市民生活の安全を守るための基盤である防災機能は、施設整備などによるハード対策と、避難ルートの確立や防災訓練の実施などといったソフト対策が効果的に連携することにより、大きな力を発揮します。

特に大規模な津波に対しては、防波堤や防潮堤を整備しながら、市民自らが防災意識を高め、安全を確保することが重要です。

■大規模な災害においては、

行政機関や公共機関の対応だけでなく、市民による自助（自らのことは自ら行うこと）、共助（互いに助け合うこと）の取り組みが必要となり、その中で大きな力を発揮する地域コミュニティを強化することが重要です。

■今回の災害において、多くの市民が、市民生活や産業活動に大きな影響を与えたライフライン（電気、水道、通信など）の寸断や、燃料や生活物資の不足などを経験する一方、このような困難な事態に対し、全国・世

### 目標

被災の教訓を生かし、「自分たちのまちは、自分たちで守る」ための防災の仕組みをつくりまします。

### 方針・施策

①今回の災害による教訓を生かし、新たな防災体制を整えます。

- ▽津波に対する防災体制を見直します。
- ▽新たな住宅地造成などに関連して、土砂災害などに対する防災体制を見直します。
- ▽防災施設の充実・強化を図りながらも、防災施設に偏らない防災体制を整えます。
- ▽高齢者や障がい者など災害弱者に十分配慮した防災体制を整えます。



- ▽建築物の構造を災害に強いものにするよう促します。
- ▽高層の避難場所を確保するなど、沿岸部などの防災機能を強化します。
- ②防災教育や防災訓練を積極的に推進します。
- ▽今回の災害の記録を保存するとともに、津波に関する遺構やモニタメントを活用するなどして後世に伝えまします。
- ▽市民各層に対して防災に関する教育活動を実施します。
- ▽東日本大震災が発生した3月11日に、広く防災意識の高揚を図るための事業を

- 実施します。
- ▽市内全域または地域ごとに防災訓練を実施します。
- ③地域コミュニティ機能の維持・強化を図ります。
- ▽自主防災組織の育成・強化を支援します。
- ▽ボランティア組織の育成・強化を支援します。
- ▽市民の自主的な地域づくり活動や拠点となる施設の整備などに対して支援まします。
- ④ライフラインや交通・物流などの機能を強化します。
- ▽関係機関の協力のもと、重要施設などへの重点・優先投資を行いながら、これらの機能の早期復旧体制を整えるとともに、再生可能エネルギーの活用など、非常時の応急的な生活を支える方策について検討まします。
- ▽災害に備えた物資の備蓄や調達方法を強化まします。
- ⑤広域的な観点を重視した災害時の応援・サポート体制を整えます。
- ▽医療・福祉をはじめさまざまな分野において、市内外の多くの機関との連携によ

## 3 復興の推進に向けて（復興の推進体制）

①東日本大震災からの一日も早い復興を目指し、市民や企業、行政などの協働による取り組みを推進し、その進行状況や成果などを確認するための組織を市民参加のもとに設置するとともに、関連情報を市内外に積極的に発信まします。

②市民による復興に向けた自助（自らのことは自ら行うこと）、共助（互いに助け合うこと）の取り組みを推進するため、地区・地域ごとの復興推進組織の設置を促まします。

③早期復興の実現に向け、復興計画により、大船渡市としての復興の方向性や具体的な取り組みを明らかにし

ながら、気仙2市1町や岩手県沿岸自治体の連携を一層強化するとともに、国や県に対しての要望や提案、財源の確保や特区制度の有効活用など、必要な働きかけを積極的にを行います。

④最優先課題である復興に対応するため、市における復興関連事業の実施体制を整えます。事業推進にあたっては、厳しい財政状況を踏まえつつ、市政が停滞しないよう十分留意しながら、事務事業全般の見直しを行うことなどにより、可能なかぎりの人員と財源を集中まします。



# 各種健康保険についてのお知らせ

## ▷問い合わせ先

- ・国民健康保険加入者の皆さん …………… 国保年金課国保係 (☎内線143・144)
- ・後期高齢者医療制度加入者の皆さん …………… 国保年金課医療給付係 (☎内線148)
- ・乳幼児・妊産婦・重度心身障がい者・ひとり親家庭・寡婦などの皆さん  
国保年金課医療給付係 (☎内線142)

## 国民健康保険 加入者の皆さんへ

### ◎高齢受給者証の更新

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人が現在使用している高齢受給者証の有効期限は、7月31日までです。7月中旬に新しい高齢受給者証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関で受診する際は、新しい高齢受給者証を提示してください。

現在使用している高齢受給者証は回収しますので、有効期限経過後は、速やかに破棄してください。

### ◎限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

長期入院中の人や、高齢受給者証をお持ちで市民税非課税世帯の人などに、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請のお知らせを郵送します。

認定証を保険証や高齢受給者証と一緒に医療機関に提示することで、入院した場合の一部負担金と食事代が右表のとおり軽減されます。

保険証と印鑑をお持ちの上、国保年金課、三陸支所総務課、綾里・吉浜地域振興出張所のいずれかの窓口で申請してください。郵送による申請も受け付けます。

※今回郵送されない人でも、急な入院などにより認定証が必要になった場合は、各窓口で申請を随時受け付けます。

※平成23年度市民税の申告がまだ済んでいない世帯では、所得が確定したときに負担区分が変わる場合があります。

### ■医療費の負担割合■

高齢受給者証をお持ちの人の医療費の負担割合は、前年の所得状況によって判定され、毎年8月1日から適用されます。

- 住民税の課税所得が145万円未満の人＝1割負担
- 住民税の課税所得が145万円以上の人＝3割負担
- ※3割負担の人でも、申請することで1割負担になる場合があります。該当する人には、手続きのお知らせを郵送します。
- ※平成23年度市民税の申告がまだ済んでいない世帯では、所得が確定したときに負担割合が変わる場合があります。

### ■入院時一部負担金の軽減■

#### ■70歳未満の人

区 分	限 度 額
上位所得者	150,000円+500,000円を超えた医療費の1%
一 般	80,100円+267,000円を超えた医療費の1%
市民税非課税世帯	35,400円

#### ■70歳～74歳の人

区 分	限 度 額
一定以上の所得がある人	80,100円+267,000円を超えた医療費の1%
一 般	44,400円
市民税非課税世帯(低所得Ⅱ)	24,600円
市民税非課税世帯で所得が一定基準以下(低所得Ⅰ)	15,000円

### ■入院時食事代の軽減■

区 分	食 事 代 (1食につき)
市民税課税世帯	260円
市民税非課税世帯(低所得Ⅱ)	90日までの入院(過去12カ月) 210円 90日を超える入院(過去12カ月) 160円
市民税非課税世帯で所得が一定基準以下(低所得Ⅰ)	100円

## 後期高齢者医療制度 加入者の皆さんへ

### ◎保険証の更新

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日までです。7月中旬に新しい保険証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関で受診する際は、新しい保険証を提示してください。

現在使用している保険証は回収しませんので、有効期限経過後は、速やかに破棄してください。

後期高齢者医療制度の保険証をお持ちの人の負担割合は、前年の所得状況によって判定され、毎年8月1日から適用されます。

### ◎限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

市民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請を行い、交付された認定証を保険証と一緒に医療機関に提示することで、入院時の一部負担金と食事代が右表のとおり軽減されます。

本年度は、市民税の納期限を延長していますが、すでに認定証をお持ちの人のうち、世帯全員の所得の状況が把握できる人には、8月末までに新しい認定証を郵送します。

なお、申請が必要な人は、8月上旬に手続きのお知らせを郵送しますので、案内に従い申請してください。郵送による申請も受け付けます。

## 乳幼児・妊産婦・重度心身障がい者・ひとり親家庭・寡婦などの皆さんへ

区 分	対 象 と な る 人
乳 幼 児	小学校就学前の児童
妊 産 婦	妊娠5カ月から出産翌月までの人
重度心身障がい者	身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級の人
ひとり親家庭	・児童およびその児童を扶養している配偶者のいない父母 ・父母のいない児童 ※児童＝児童が18歳に達した以後の最初の3月31日まで該当
寡婦など	かつて配偶者のいない母(父)として20歳未満の児童を扶養していた70歳未満の人

### ■医療費の負担割合■

- 一般＝1割負担
- 一定以上の所得がある人(同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度加入者がいる人)＝3割負担
- ※3割負担の人でも、申請することで1割負担になる場合があります。該当する人には、手続きのお知らせを郵送しましたので、案内に従い申請してください。郵送による申請も受け付けます。
- ※平成23年度市民税の申告がまだ済んでいない人は、所得が確定したときに負担割合が変わる場合があります。

### ■入院時一部負担金の軽減■

区 分	限 度 額
一定以上の所得がある人	80,100円+267,000円を超えた医療費の1%
一 般	44,400円
市民税非課税世帯(低所得Ⅱ)	24,600円
市民税非課税世帯で所得が一定基準以下(低所得Ⅰ)	15,000円

### ■入院時食事代の軽減■

区 分	食 事 代 (1食につき)
市民税課税世帯	260円
市民税非課税世帯(低所得Ⅱ)	90日までの入院(過去12カ月) 210円 90日を超える入院(過去12カ月) 160円
市民税非課税世帯で所得が一定基準以下(低所得Ⅰ)	100円

### ◎医療費受給者証の更新

現在使用している受給者証の有効期限は、7月31日までです。7月中旬に新しい受給者証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関で受診する際は、新しい受給者証を提示してください。

現在使用している受給者証は回収しませんので、有効期限経過後は、速やかに破棄してください。

### ◎医療費の助成

医療費助成事業とは、医療機関などに支払った医療費の一部を市が助成するものです。

対象となるのは左表に該当する人で、助成を受けるためには申請が必要です。まだ申請していない人は、国保年金課、三陸支所総務課、綾里・吉浜地域振興出張所のいずれかの窓口で早めに申請してください。※前年の所得により該当しない場合もあります。



## 固定資産縦覧帳簿の縦覧 固定資産課税台帳の閲覧

8月1日(月)から8月31日(水)まで、平成23年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧ができません。また、固定資産課税台帳は、年間を通じて閲覧ができません。  
時間や場所、持参するもの

家屋を取り壊したら届け出を  
固定資産税が課税されている家屋を取り壊した場合、届け出が必要です。その際は税務課の職員が確認に伺いますので、ご連絡ください。  
【固定資産税とは】  
土地、家屋、償却資産を総称して「固定資産」といいます。固定資産税は、固定資産を所有する人が、固定資産の所在する市町村に納める税金です。

### 固定資産縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

	縦覧	閲覧
期間	8月1日(月)～8月31日(水) ※土・日曜日を除く。	通年 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。
場時	・本庁税務課＝午前8時30分～午後5時15分(月・金曜日は午後6時30分まで) ・三陸支所総務課＝午前8時30分～午後5時15分	
縦覧・閲覧の対象	・土地価格等縦覧帳簿 ・家屋価格等縦覧帳簿 ※縦覧帳簿には、所有者名などの個人情報は記載していません。	・固定資産課税台帳
縦覧・閲覧ができる人	①固定資産税の納税義務者 ②①の代理人 ③納税管理人	①固定資産税の納税義務者 ②借地・借家している人 ③固定資産を処分する権利を有する人 ④①～③の代理人 ⑤納税管理人
持参するもの	・免許証など本人が確認できるもの ・代理人の場合は委任状	・印鑑 ・代理人の場合は委任状 ・借地・借家している人は賃貸借契約書 ・固定資産を処分する権利を有する人は、それを証明する書類
手数料	無料	1通300円 (縦覧期間中は無料)

▷問い合わせ先  
税務課資産税係 ☎内線155・156・159

## 職員を募集します

### 「大船渡市職員」 「大船渡地区消防組合職員」

#### 大船渡市職員

- ▽募集職種・採用予定人数
- 一般事務職員Ⅱ若干名  
(社会福祉士1人を含む)
- 土木技術職員Ⅱ2人
- 建築技術職員Ⅱ1人
- 保健師Ⅱ1人
- 看護師Ⅱ1人
- 保育士・幼稚園教諭Ⅱ1人
- ▽受験資格
- 一般事務職員
- ・昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人
- ・社会福祉士は、昭和56年4月2日以降生まれで、社会福祉士資格を取得している人、または平成24年3月31日までに社会福祉士登録を申請する人
- 土木技術職員
- 昭和56年4月2日以降生まれで、高等学校、専門学校、大学で土木の専門課程を修了している人、または平成24年3月31日までに同課程

を修了見込みの人

○建築技術職員

昭和46年4月2日以降生まれで、一級建築士免許を取得している人

○保健師

昭和56年4月2日以降生まれで、保健師免許を取得している人、または平成24年3月31日までに保健師免許を取得見込みの人

○看護師

昭和56年4月2日以降生まれで、看護師免許を取得している人、または平成24年3月31日までに看護師免許を取得見込みの人

○保育士・幼稚園教諭

昭和56年4月2日以降生まれで、次の要件をどちらも満たす人  
①保育士登録をしている人、または平成24年3月31日までに保育士登録を申請する人  
②幼稚園教諭免許を取得している人、または平成24年3

## 中小企業退職金共済制度

### ～東日本大震災に係る特別措置を実施～

中小企業退職金共済制度(中退共制度)をご利用の方で、東日本大震災で被災された人に対し、掛金の納付期限延長、共済手帳などの再発行、退職金の請求手続きの簡素化などの特別措置を実施しています。

詳しくはお問い合わせください。

▷問い合わせ先

中小企業退職金共済事業本部相談専用フリーダイヤル(☎0120-953-681/受付時間＝月～金曜日午前9時～午後5時15分)  
※書類などの流失により共済契約者番号が不明の場合は、市役所商工観光物産課労政係(☎内線113)へお問い合わせください。

## 大船渡市中小企業被災資産修繕事業

### 中小企業者の 事業再開を支援します

#### 補助金の交付申請を受け付けています

市では、東日本大震災により被害を受けた中小企業者の事業再開を支援し、早期に経済基盤の再興および就業機会の確保を図るため、中小企業者が被害を受けた店舗、工場、事業所などを修繕する費用に対して補助金を交付します。

申請はお早めをお願いします。  
※申請書類は、市役所商工観光物産課、大船渡商工会議所で配布しています。

▷申請先/問い合わせ先  
商工観光物産課商工係(☎内線112)

## 大船渡地区

### 消防組合職員

- ▽募集職種・採用予定人数
- 消防職員Ⅱ若干名
- ▽受験資格Ⅱ昭和63年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人
- ▽申込方法Ⅱ受験申込書と受験票に必要事項を記入し、縦6㍻、横4・5㍻の顔写真をそれぞれに張り付け、申込先に提出してください。
- ※受験申込書と受験票は、大船渡地区消防組合消防本部、住田分署、三陸分署、綾里分遣所、大船渡市総務課、
- 住田町総務課で交付するほか、市のホームページ(<http://www.ci.fu-ofunato.iwate.jp/>)からダウンロードできます。
- ▽受付時間Ⅱ月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ▽申込締切日Ⅱ8月22日(月)午後5時15分
- ▽試験日Ⅱ9月18日(日)
- ▽試験会場Ⅱ県立大船渡高等学校
- ▽申込先/問い合わせ先  
大船渡地区消防組合消防本部庶務課  
(☎272119内線90)

## 市役所の開庁時間などが変わりました

市役所では、東日本大震災の復旧に対応するため、震災以降、土・日曜日一部窓口業務に対応してきましたが、土・日曜日に来庁して手続きなどをする人がほとんど見られなくなったことから、7月16日以降は、日直による対応となりましたので、お知らせします。

- ▷土・日曜日の受付業務＝原則として、戸籍の届け出のみ
- ▷その他＝月・金曜日(祝日を除く)は、国保年金課や税務課などを含めた窓口業務を午後6時30分まで延長していますので、ご活用ください。



# 被災者を狙った「悪質商法」

## ■事例①

見知らぬ業者が訪ねてきて、「震災でおりた保険金があれば、資産運用させてほしい」と言われた。「元本は保証する」「数千万円の運用で毎月数十万円の利益を配分する」とも話された。お金を預けてもよいものか。

リスクがなく、高利回りという「うまい話」はありません。商品や取引の内容が理解できない怪しい投資話には、乗らないようにしましょう。また、強引な勧誘や「必ずもうかる」「絶対損はしない」という断定的なセールストークは特に用心し、関心のないことは、はっきり断るようにしましょう。

## ■事例②

A社から「被災者支援の一環として、転換社債型新株予約券付社債(CB)の申込書を送ったが届いたか」と電話があった。その後、B社、C社からその社債を高値で買い取りたいという電話が入った。信用してよい

ものか。

転換社債型新株予約券付社債とは、発行時にあらかじめ決めた条件で、いつでも株式に転換することのできる社債です。ほかに、次のような相談も寄せられています。  
○社債発行会社の事業実態の確認が難しい(投資判断が難しい)。  
○「サクラ」と思われる見知らぬ業者から、社債の買い取りの勧誘があった。

※事例②は、「発行会社(A)」と「買い取り会社(B、C)」が共謀し、有利な取引と誤認させようとしている可能性があります。  
○買い取りを依頼したが理由をつけて実行されず、そのまま連絡がつかなくなった。

被害防止のためには、よく知らない会社、信用力の分からない会社への投資は避けることが賢明です。  
▽問い合わせ先  
市民生活環境課市民生活係 (☎内線128)

## ペットボトルを使ったハエ取り器

赤崎町の漁村センターでは、ペットボトルを使ってハエ取り器を作り、ハエ退治に効果を挙げています。家庭にある材料で作ることができます。皆さんも試してみたいでしょうか。

### 《ハエ取り器の作り方》

- ①ペットボトルを用意します。サイズは2リットルや1.5リットルなど大きめのものです。2リットルや4リットルでもできます。
- ②ペットボトル上部に、親指が入るくらいの大きさで、表と裏の2カ所に「×(バツ印)」に切り込みを入れ、手を切らないように注意しながら、ペットボトル内部に折り返します。
- ③砂糖100グラム、日本酒70cc、酢50ccを混ぜ合わせ、ペットボトルに入れてふたを閉めます。日本酒の代わりに甘酒を入れてもいいです。
- ④家の周りの木などにつるします。倒れないようにして、地面に置く方法もあります。



(切り込み部分拡大)



多いときには、一日でペットボトル半分近くのハエを取ることができます。市民生活環境課窓口にも、作り方の説明書を置いてありますので、参考にしてください。

### ▷注意点など

- ・木や屋外の電灯近くに設置すると、より効果的です。
- ・出入り口や窓の付近に置くと、ハエを呼び寄せる可能性がありますので、離れた場所で使用してください。
- ・ほかの人が見て分かるように、ガムテープなどに「ハエ取り器」と書いて張っておきましょう。

### ▷問い合わせ先

市民生活環境課環境衛生係 (☎内線124・125)

## 農地、農業用施設などの災害復旧のお知らせ

岩手県では、大船渡市内で今回の大津波により被災した農地、農業用施設(用水路、排水路、農道など)、農地海岸堤防の早期復旧を図るため、現在、被害状況を調査しています。

今後は、調査が終了した区域から、順次、国の災害査定(7月下旬～11月下旬)を受け、復旧工事に取りかかる準備を進めることとしています。  
なお、工事の実施に当たっては、9月以降、所有者などから復旧方法や工法などについて、意向を確認する予定です。

### ▽問い合わせ先

沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター農村整備課 (☎09914)

## 弁護士無料相談会を開催

岩手県では、毎週水曜日に弁護士による無料相談会を実施しています。相談を希望する人は、相談日の前日までに

お申し込みください。  
▽相談日(8月) 3日・10日・17日・24日・31日  
※24日は多重債務者優先

▽時間 午前10時～午後3時  
▽会場 大船渡地区合同庁舎 相談室

### ▽申込先/問い合わせ先

沿岸広域振興局大船渡地域振興センター地域振興課 (☎09911)

## 気仙地区合同面接会を開催

▽期日 8月4日(木)  
▽時間 午後1時30分～4時  
▽会場 大船渡アーバン  
▽対象 気仙地域在住の一般求職者

▽内容 個別面接会、職業相談、就労相談

### ▽参加企業 主に管内・県内

企業(管内企業は、正社員採用および正社員登用制度のある企業)

### ▽参加料 無料

### ▽問い合わせ先

・ジヨブカフェいわて (☎0196211171)  
・ジヨブカフェ気仙 (☎03456)

## いわて合同面接会2011を開催

▽期日 8月9日(火)  
▽時間 午後1時～5時  
▽会場 いわて県民情報交流センター・アイーナ7階 (盛岡市)

### ▽対象 一般求職者

### ▽内容 参加企業・団体による企業説明・面接、ハローワーク盛岡相談コーナー

### ▽参加企業 岩手県の企業・団体

### ▽参加料 無料

### ▽問い合わせ先

いわて地域共同就職支援センター (☎0196510415)

## 岩手県学生会館の「案内

▽所在地 東京都豊島区要町  
▽入寮資格 岩手県に保護者の生活の本拠地がある岩手県出身の人で、寮から通学可能な地域に所在する大学、大学院(修士課程)、短期大学、専修学校の専門課程に入学する学生

### ▽入寮期間 入学から原則2年間(延長あり)

### ▽寮費 80,500円(1ヵ月/食費、共益費、自治会費を含む)

### ▽寮費 80,500円(1ヵ月/食費、共益費、自治会費を含む)

※施設見学は随時受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

### ▽問い合わせ先

公益財団法人岩手県学生援護会 (☎0339724783)

8月1日から8月10日までの10日間

## 夏の交通事故防止 県民運動がはじまります

### スローガン 目的地「早く着く」より「ぶじにつく」

復興作業に伴い、工事車両や他県ナンバーの車が増えており、交通量が非常に増加しています。また、今年は気温が高く、暑さや疲れなどからぼんやり運転をしやすいくなります。

一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故を起こさないよう、遭わないよう、十分注意しましょう。

### ▷問い合わせ先

市民生活環境課交通安全係 (☎内線127)

## 身体に障がいがある人を対象とした 補装具の巡回相談を実施

専門の医師が、義肢・装具・車いすなどの補装具の製作・修理・適合に関する相談に応じます(事前に申し込みが必要です)。

▷日時 8月26日(金)午前10時30分～11時

▷会場 大船渡地区合同庁舎

▷対象 身体障害者手帳の交付を受けている人

▷申込締切日 8月17日(水)

※事前の調査が必要な車いすの製作を相談する人は、できるだけ早めに申し込んでください。

▷持参するもの 身体障害者手帳、印鑑、補装具など

### ▷申込先/問い合わせ先

保健福祉課障害福祉係 (☎内線186)



## 健やかな

### 赤ちゃんの ために



母子健康手帳をお持ちの上、受付時間内にお越しください。

※会場は、いずれも保健介護センターです。

#### ■離乳食教室

▷期日＝8月2日(火)

▷受付時間＝午後1時～1時30分

▷対象＝平成23年4月生まれのお子さん

#### ■7カ月児健康相談

▷期日＝8月4日(木)

▷受付時間＝午前9時30分～10時

▷対象＝平成22年12月生まれのお子さん

#### ■1歳6カ月児健康診査

▷期日＝8月17日(水)

▷受付時間＝午後1時～1時30分

▷対象

・平成22年1月1日～1月15日生まれのお子さん

・平成21年12月生まれのお子さん

#### ■3歳児健康診査

▷期日＝8月10日(水)

▷受付時間＝午後0時45分～1時15分

▷対象

・平成19年11月生まれのお子さん

・平成19年10月16日～10月31日生まれのお子さん

※4カ月児・10カ月児健康診査、2歳6カ月児歯科健康診査は、医療機関で実施しています。忘れずに受診しましょう。

※県立大船渡病院(☎01111)、星こどもクリニック(☎080-1668-0685)で乳児健診を受診する際は、予約が必要です。

▷問い合わせ先

保健介護センター(☎01581)

## 8月の休日当番医

科	日	医療機関名	電話番号	受付時間
医科	7日	えんどう消化器科内科クリニック (猪川町)	01555	午前9時～午後5時
	14日	山崎内科医院 (盛町)	04448	
	15日	うのうらクリニック (赤崎町)	03636	
	16日	菊池医院 (大船渡町)	01620	
	21日	飯塚眼科医院 (盛町)	03011	
	28日	いとう耳鼻咽喉科クリニック (猪川町)	01333	
歯科	7日	及川歯科医院 (盛町)	05582	午前9時～正午
	14日	ちば歯科医院 (猪川町)	08727	
	15日	いわぶち歯科 (大船渡町)	03377	
	16日	後藤歯科医院 (末崎町)	03888	
	21日	くまかみ歯科クリニック (赤崎町)	01888	
	28日	広田歯科医院 (広田町)	02767	

※休日当番医は変更になる場合があります。

## 8月の市民相談

相談名	日時	相談委員	会場
税務相談	8月5日(金) 午後1時～3時	千葉 峰さん(税理士)	市役所 市民相談室
法律相談	8月8日(月) 午前10時～午後3時	山口 研介さん(弁護士)	
社会保険相談	8月11日(木) 午後1時～3時	鈴木 義輝さん(社会保険労務士)	
登記相談	8月12日(金) 午後1時～3時	佐藤 忠孝さん(司法書士) 中井 和友さん(土地家屋調査士)	
行政相談	8月17日(水) 午後1時～3時	菅野 八重子さん(行政相談委員)	

※市民相談を希望する人は事前にお申し込みください。

▷申込先/問い合わせ先＝市民生活環境課市民生活係(☎内線128)

#### ■消費者救済融資相談会(前日までに申し込みが必要です)

▷日時・会場＝8月10日(水)午後1時～5時/市役所市民相談室

▷申込先/問い合わせ先

消費者信用生活協同組合釜石相談センター(☎019302227)

## 市税などの 納期限

軽自動車税の納期限は

8月1日(月)です

【口座振替日は7月25日(月)】

※納期限を過ぎても納付されていない場合は、督促状を送付することがあります。その場合、本税に加えて「督促手数料(100円)」を納付しなければなりません。また、「延滞金」が加算されることがあります。

■震災により、納付が困難となった場合、申請により納付の猶予を受けられることがありますので、納税通知書が届いたら税務課収納係(6番窓口)までご相談ください。

## 震災以前に納めた市税など

金融機関が被災し、関係書類などが流失したために、震災当日または数日前までに納められた市税などが不明になっている事例があります。心あたりのある人は、納付した金融機関にお問い合わせください(領収書などをお持ちの方は、金融機関に持参してください)。

## 岩手県知事・岩手県議会議員選挙

東日本大震災の影響により延期されていた岩手県知事・岩手県議会議員選挙は、9月11日(日)に投票が行われる予定です。

投票は、住所登録のある投票区で行われますので、大船渡市に転入、または市内で転居した人は、早めに異動の手続きをしてください。

▷問い合わせ先＝選挙管理委員会事務局(☎内線192)

## お祝い お悔やみ

6月21日～7月5日届け出

(敬称略)

### ○お誕生おめでとう

( )は保護者

(大船渡町)

菊池 勇人 (宏隆) 赤沢

金野 希望 (清人) 地ノ森

金野 蒼羽 (恒幸) 上山

井上 和空 (幸知) 上山

(赤崎町)

亙理 未来 (拓也) 蛸ノ浦

(猪川町)

新沼 優斗 (篤) 長洞

(立根町)

中野 紗希 (英樹) 堰口

高橋 涼太 (健太) 大畑野

### ○ご結婚おめでとう

(大船渡町)

南幅 智介(大森 碧 (明神前)

(末崎町)

細川 洋平(村上幸子 (大田)

佐藤 秀之(浦島奈美 (大田)

鈴木 勝信(伊藤明美 (神坂)

佐々木 拓馬(相原 梢 (細浦)

(赤崎町)

森 知則(村上由美子 (鳥沢)

### ○お悔やみ申し上げます

(大船渡町)

新沼 修 (62) 上山

志田 和子 (78) 笹崎

志田 慎也 (49) 笹崎

熊谷 光男 (67) 地ノ森

佐藤 三男 (86) 笹崎

勝部 満代 (74) 茶屋前

後藤 勝治 (86) 笹崎

馬川 三男 (49) 笹崎

葉澤 久子 (82) 笹崎

野田 幸吉 (80) 野々田

森 幸平 (82) 茶屋前

生形 慶二 (93) 山馬越

長尾 輝樹 (40) 野々田

朝倉 允夫 (76) 地ノ森

山本 志奈子 (37) 笹崎

(末崎町)

藤田 エイ子 (74) 大田

木村 良子 (79) 大田

滝田 静江 (46) 大田

齊藤 康雄 (62) 鳥崎

大和田 ヨシエ (94) 大豆沢

菅原 松夫 (73) 山岸

藤井 タミ子 (61) 大田

菊池 良子 (69) 門之浜

菅原 とり (90) 山岸

佐々木 俊夫 (63) 神坂

村上 ワキ子 (69) 船河原

菊田 ミヨ子 (75) 中森

菊田 宏彦 (45) 中森

(赤崎町)

志田 哲夫 (67) 大立

千葉 カエ子 (85) 山口

鈴木 タカ子 (61) 大立

熊谷 勉 (60) 外口

小澤 正司 (56) 外口

千葉 興子 (56) 生形

山口 譲司 (51) 生形

神林 和明 (62) 後ノ入

志田 チセ (71) 大立

(猪川町)

千葉 雪江 (46) 善蔵敷

金 サツ (103) 富岡

(立根町)

遠藤 勝男 (66) 宮田

今野 捷雄 (69) 野尻

菅生 カヤ子 (88) 中野

(三陸町綾里)

炭 釜 義政 (73) 小路

森 フクヨ (88) 田浜上

泉 吉了 (75) 小路

柴田 ヒメヲ (100) 小路

(三陸町越喜来)

坂本 由美子 (53) 所通

中村 文子 (71) 所通

下館 邦人 (56) 小泊

熊谷 ミン (94) 所通

伊藤 榊 (81) 所通

白木 澤サトリ (94) 所通

葛西 伸光 (71) 所通

及川 喜美子 (61) 西甫嶺

川 畑 奈々 (37) 東崎浜

川 畑 昊也 (1) 東崎浜

鈴木 福藏 (79) 所通

前田 三郎 (79) 前田

及川 トキハ (90) 所通

(三陸町吉浜)

東 チヨ (84) 扇洞

木村 コンノ (90) 千歳



# 絆きずな

## 支援の輪

### 《 3 》

#### 鹿児島県大隅半島4市5町

肝属郡肝付町・錦江町・南大隅町・東串良町、曾於郡大崎町、鹿屋市、志布志市、垂水市、曾於市

大船渡市の復興のために、支援をいただいている自治体を紹介します。第3回は、3月16日から、給水活動、被災車両保管所の管理など、多くの支援をいただいている、鹿児島県大隅半島4市5町です。

#### ■肝付町

大隅半島は、鹿児島県の東南部に位置し、西岸は桜島と陸続きになっていて、南岸には九州本島最南端、佐多岬があります。

大隅半島4市5町をあわせた面積は、約2,104km<sup>2</sup>、人口は約25万人です。

#### ■錦江町

国の天然記念物に指定さ

#### ■肝付町

昨年、小惑星イトカワのサンプルを持ち帰り、世界の注目を集めた「はやぶさ2」は、内之浦宇宙空間観測所から打ち上げられました。

#### ■南大隅町

九州本島最南端の佐多岬があります。大浜海岸は、「黄金の浜」と呼ばれ、海水浴場として親しまれています。

#### ■東串良町

国の史跡唐仁古墳群は、大小140基余りの古墳が点在しています。志布志湾には国家石油備蓄基地があります。

#### ■大崎町

全長7kmある白砂青松の



→大隅チームが作った「がんばっぺ!大船渡Tシャツ」

大崎海岸は、絶滅危惧種のアカウミガメやコアジサシの産卵地になっています。

#### ■鹿屋市

現在の人口は約10万人で県内3番目の多さです。大隅半島のほぼ中央部に位置し、行政・経済・産業の中心都市です。

#### ■志布志市

国の中核国際港湾である志布志港からは国内外へ複数の航路があり、大隅半島の海の玄関となっています。

#### ■垂水市

桜島と陸続きになってお

り、海潟の沖合いには有数の養殖漁場があり、良質の温泉も有名です。

#### ■曾於市

黒毛和牛、黒豚、ユズ、お茶、スイカなど畜産や畑作を中心とした農業が盛んです。

## 大船渡市へのメッセージ

### 肝付町立高山中学校の皆さん

わたしたちは、大船渡市の皆さんへ肝付町でとれたお米を食べてもらおうと、支援米の田植えを内之浦中学校と共同で行いました。

田植えでは生徒が横一列になり、農家の方に手ほどきを受けながら手植えを行いました。田植え初体験の子もいて「何度も泥に足をとられたが、がんばって植えた。少しでも被災者の助けになればうれしい」と話しました。

肝付町のお米は早期米といって、8月上旬には収穫できます。収穫も中学生が協力して行います。

また、夏休みには大船渡市の中学生を招待し、交流する予定です。

